

議案第193号

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市衛生関係手数料条例（平成12年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表5の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。